

第2部 豊後大野市「部落差別解消教育」の推進に係る基本計画および教育基本方針

はじめに

日本国憲法は、第14条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこと」を基本的人権の一つとして保障し、立法その他の国政上でこれを最大限尊重すべき旨を宣言しています。

豊後大野市教育委員会（以降は市教委）では、日本国憲法、教育基本法の精神に則り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念、大分県人権教育基本方針並びに豊後大野市人権教育・啓発基本計画の趣旨を踏まえながら、豊後大野市学校人権教育基本方針を策定（2014年3月）し、学校における人権教育の充実に努めてまいりました。

2016年12月16日、日本国憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとして、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。そして、第5条で「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」と定められました。

学校教育においては、今日まで部落差別の解消をめざし、部落差別問題学習をはじめとする人権学習に取り組んできました。しかし、2002年3月の「地域改善対策特別措置法」期限切れ以降の15年間を振り返ると、学校における部落差別解消にむけた取組は、教職員の研修・研究体制や授業実践においても、これまでの取組が継承できていないなどの課題も明らかであり、年々弱体化してきたことは歪めません。

社会教育においても、公民館利用者や社会教育関係団体等を対象とした人権学習を進めてきましたが、部落差別問題を人権8課題のひとつとしてとらえるにとどまっていたことなど、取組の弱体化は学校教育と同様でした。

その結果、今なお予断と偏見による差別事象や学習・認識不足による差別発言が発生している状況があります。また、就学、就労、結婚など基本的人権にかかる問題においても、前回の改定から5年が経過し、コロナ禍の差別をはじめ人権を取り巻く状況が変化していることや、2021年（令和3年）8月に実施した市民意識調査の結果では、何らかの差別があることを認識していることがわかります。

私たちは、学校教育・社会教育、さらに家庭教育を含めたあらゆる教育の場で、部落差別を解消しなければなりません。そのために、市民の一人ひとりが自らの課題であるという認識に立ち部落差別解消の教育と啓発活動を推進してまいります。

2023年4月

豊後大野市教育委員会

「部落差別解消教育」の推進に係る基本方針

I 目的

豊後大野市教育委員会は、法の施行を受け、これまでの実践や取組を振り返り、部落差別の解消に必要な教育及び啓発を行うために、豊後大野市学校人権教育基本方針を見直し、深化させるために、「部落差別解消教育」にかかる基本方針を次のように改定します。

そして、就学前教育および学校における教育と社会教育、家庭教育の役割を明確にするとともに、その連携を密にしながら市役所関係各課や関係機関、団体との協調を図り、総合的に実践に努めます。

II めざす教育

すべての人々の人権が尊重される社会の実現は市民共通の願いです。豊後大野市人権教育・啓発基本計画【改定版】においても、「市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしている、真に住みよい社会の実現」を基本目標としています。

豊後大野市教育委員会では、「部落差別解消推進法」制定を受けて、部落差別解消に係る学校教育及び社会教育の取組みを振り返りながら、推進する上での課題を整理し、部落差別のない社会、人権が尊重される社会の実現に主体的に参画していく児童生徒・市民の育成を目指します。

＜豊後大野市教育委員会基本方針＞

部落差別解消教育の推進

あらゆる差別の解決にむけ、「部落差別の解消」を中心とした教育を推進し、差別のない社会をめざす。

豊後大野市教育委員会では、「部落差別の解消」を中心とした教育の推進を人権教育の原点と位置づけます。部落差別問題学習等で培う「差別を見ぬく力」、「差別を許さない力」、「差別に立ち向かう力」を通して、あらゆる差別の解消にむけた教育を推進していきます。

- ① 人権や人権擁護に関する基本的知識を身につけ（知的理解）、人権がもつ意義や内容を直感的に感受し、それらを共感的に受け止めようとする人権感覚の育成を目指します。
- ② 知的理解と人権感覚を基盤として自分と他者との人権擁護を実践しようとする意欲や態度を向上させ、これら意欲や態度を実際の行動に結び付ける実践力・行動力の育成を目指します。

- ③ その達成のために、学校教育においては、部落差別問題学習につながる人権感覚を低学年から磨き、高学年から中学校にかけて知的理解を深めながら、差別解消にむけた実践的態度を育てるとともに、社会教育においては、地域や家庭における学習機会を通じて、部落差別解消を自らの課題として捉え、自主的に行動できるよう人権意識の向上を目指します。

III 基本方針

1. 教育委員会は、教育行政の責務を明らかにし、部落差別解消教育を教育行政の中心的な重要課題として、人権教育推進体系に正しく位置づけ、条件整備を図ります。
 - (1) 地域の実態を的確に把握し、課題を明らかにして、その理解と認識を深め、部落差別解消教育を推進します。
 - (2) 学校・社会・家庭における部落差別の解消を推進するために、部落差別問題に関する深い理解と正しい認識を持ち、熱意と実践力を備えた指導者の育成と確保に努めます。
2. 就学前教育においては、乳幼児期が人間形成の基礎を培う重要な時期であることを認識し、日常の保育を通し、豊かな情操を養い、家庭・地域や小学校などと連携し、一人ひとりが思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない人間関係を醸成するよう努めます。
3. 学校教育においては、幼稚園、小学校・中学校から高等学校に至る期間が、社会生活に必要な基礎的能力を身につけ、心豊かな人間に成長する上で重要な時期であることをふまえ、児童生徒が、互いの人格を認め合い励まし合う教育活動を計画的、体験的に取り組みます。
 - (1) 児童生徒は、人権意識を高め、感性をみがき、差別の不合理性について認識を深めることを通して、部落差別解消への意欲を培い、人権尊重の精神を生活に具現するよう努めます。
 - (2) 教職員は、部落差別問題について学習を深め、部落差別に関する現状に深く学び、指導力の向上を図るとともに、幼・小・中・高の教育を一貫して推進する体制の確立を図ります。
4. 社会教育・啓発においては、すべての市民が部落差別の不合理について認識を深めるとともに、自らの生き方に関わる重大な社会問題として受け止め、その解消のために人権尊重の精神を日常生活に具現化する意欲と実践力を育てます
 - (1) 各種の学級・講座や社会教育関係団体等の活動について、その方法や内容を検討するとともに、住民の生活課題と部落差別問題とのかかわりを明らかにし、

多くの地域住民の参加による自発的学習活動を促進します。

(2) 日常生活に生かせる豊かな人権感覚を身につけ、部落差別の解消を自らの課題と捉え、行動できるよう努めます。

(3) 部落差別解消教育を推進するための人的配置をするなど、体制の充実をめざします。

5. 家庭は、家族の生活の基盤で、子どもの成長、人間形成に大きな影響を与えるとともに重要な役割を果たす場であり、学校教育や社会教育との接点としての役割を果たす場でもあります。

(1) 学校における教育実践や諸活動、社会教育における学習活動などを通して、部落差別の歴史と現実を正しく認識するための教育・啓発活動を推進します。

(2) 家庭教育は、家族のふれあいの中で部落差別問題の正しい認識を深め合うとともに、家庭における人権教育の促進に努めます。

IV 重点目標

1. 部落差別の解消につながる知的理解を深化する部落差別解消教育の実践

(1) 人権尊重の理念についての理解

①「児童生徒の発達段階に応じた教材を位置づけ、差別を見ぬく力を育てます。

②自分の大切さとともに、他者の大切さも認めるという人権尊重の理念についての理解を深めます。

③すべての教育活動を通して部落差別解消教育を推進します。

④あらゆる社会教育の活動の場を捉え、部落差別解消教育を推進します。

2. 部落差別の解消をめざした豊かな人権感覚を育成する人権教育の実践

(1) 体験活動の充実

①個人や社会の多様性を尊重し、幅広い知識や柔軟な思考力に基づいた他者の協働や新たな価値への気づきを促します。

②人や自然等とのダイナミックな関わりを通じた人としての「許容量」の増幅を図ります。

(2) 多様な価値観へ触れる場の保障

①部落差別解消教育を通して人権課題の認識を図ります。

②道徳の時間の充実を図ります。

(3) 望ましい人間関係の構築

①コミュニケーション能力の向上を図ります。

②異年齢集団や地域人材等との交流を図ります。

3. 部落差別を解消する実践力を持つ児童生徒の育成

(1) 差別の現実から深く学ぶ教育実践の充実

- ①児童生徒の発達段階や保護者、地域の実態をふまえ、人権感覚と知的理解の2側面の学びをバランスよく関連づけて実践します。
- ②小学校・中学校・高等学校の研究会等に相互に参加し、取り組みを学び合います。

(2) 自他の人権を守ろうとする実践力の育成

- ①知的理解と人権感覚を基盤にした問題状況を変えようとする人権意識と実践力の向上を図ります。
- ②差別を見抜き、差別を許さない実践力のある子どもの育成に取り組みます。

4. 部落差別を解消し、人権教育を推進する教職員及び社会教育職員研修の充実

(1) 部落差別解消に係る学習の推進

- ①指導者として部落差別問題に関する認識を深めるため、外部講師や人権講師団等と連携し、部落差別の内実に迫る学習を推進します。
- ②各校は、部落差別問題学習を年間2時間以上実施し、教職員の研鑽を積みめます。
- ③社会教育行政職員のスキルアップを図るため、県が実施する指導者養成講座等へ積極的に参加します。

(2) 差別の現実から深く学ぶ校内研修の充実

計画的な研修を推進することにより、「差別と自己との関わりを大切にする」「指導者としての自己変革を大切にする」という揺るぎない原則に立ち返った実践の振り返りを継続的に推進し、実践力の向上を図ります。

5. 研究大会における部落差別の解消をめざした取組の充実

- (1) 豊後大野市人権・部落差別解消教育研究大会を、部落差別解消法第5条の示す「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」機会とし、研究推進校を中心に部落差別解消教育を推進します。
- (2) 部落差別解消教育の取組や課題を共有し、明日からの実践に活かす機会として授業実践・実践報告と全体研修（講演）の2本柱で計画します。
- (3) 学校教育や社会教育の取組が、その集団だけのものではなく相互に理解されるよう参加体制を工夫します。

6. 部落差別の解消をめざした教育の推進に係る組織等

- (1) 学校組織に「人権・部落差別解消教育主任」を置きます。
- (2) 法律及び豊後大野市の方針に則り、豊後大野市人権・部落差別解消教育研究大会を実施します。

7. いじめの未然防止に資する部落差別解消教育の日常化

部落差別解消教育の取組を日常化することは、いじめの未然防止に資することを全教職員で共通理解を図ります。

8. 家庭や地域における部落差別の解消をめざした教育の取組

- (1) 学校での学びを家庭教育につなげるため、PTA連合会との連携を図ります。
- (2) 同一受講者による5回の連続講座を行い、若い世代の人権リーダーの育成を図ります。
- (3) 社会教育施設利用者に対する学習機会の充実を図ります。

V 具体的取組

1. 部落差別解消教育の推進体制の構築

- (1) 部落差別解消教育の目標設定
 - ①学校の教育目標との関連による目指す子ども像を共有します。
 - ②被差別の子どもを中心にすえた仲間づくりを推進します。
 - ③保護者を対象とした人権学習学級講座を開催し、若い世代の人権リーダーを育成します。
- (2) 推進体制の整備
 - ①児童生徒の発達段階に応じ、全教育活動を通じた人権意識の高揚と一人ひとりの思いや存在が認められる教育環境を提供する。
 - ②人権・部落差別解消教育主任をはじめ、推進委員会、スクールセクハラ防止相談窓口、スクールセクハラ防止委員会等を設置する。
 - ③実践にいかせる教職員研修を実施します。
 - ④社会教育指導員を配置し、部落差別解消推進教育を効果的かつ日常的に実施できる体制を整えます。

2. 部落差別解消教育の全体計画の作成

- (1) 人権・部落差別解消教育全体構想の作成
 - ①人権・部落差別解消教育推進の基盤として部落差別問題学習を位置づけます。
 - ②児童生徒及び地域の実態等に応じ、様々な人権課題を解決するための人権・部落差別解消教育の目標、実施方針、重点課題等を設定し、人権・部落差別解消教育の全体構想を作成します。
 - ③学校や地域の特色を生かした取組、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、ならびに教科、道徳、総合的な学習の時間等との関連を明記します。
- (2) 年間指導計画の作成
 - ①人権・部落差別解消教育の視点を位置づけた年間を通じた取組を組織的に推進します。

- ②豊後大野市人権・部落差別解消教育研究協議会の市統一カリキュラム及び取組計画等を踏まえた12年間を見通した実践内容を充実します。

3. 指導内容、指導方法等の工夫・充実

(1) 学級経営の充実

- ①教育のあらゆる機会や場面において、教育に参加するすべての児童生徒の人権が尊重される環境と雰囲気づくりに取り組みます。
- ②すべての児童生徒が排除や無視、いじめ等、人間関係が阻害されることなく、一人ひとりの多様な個性が丸ごと受け入れられる教育環境の整備を目指す人権を通じた教育を推進します。
- ③定期的な実態交流や複眼的に見守る取組等、子どもの現実から深く学ぶ取組等を通し、学級経営の充実を図ります。

(2) 体験的参加型学習等を取り入れた効果的な指導の充実

- ①人権感覚につながる異なる価値観や考え方を受容する心の広さや、規範意識、他者と協働する喜び等を、直接体験により感受し、醸成します。
- ②探究的な活動に配慮しつつ、多様な学習形態を工夫し、地域の人々の協力を得るなど、社会科や総合的な学習等と関連付けながら、地域人材や関係機関、地域の学習環境を積極的に活用します。

4. 市統一カリキュラムとの連動

- (1) 豊後大野市人権・部落差別解消教育研究協議会を通して部落差別問題学習を中心に据えた市統一カリキュラムを作成します。
- (2) 小学校・中学校・高等学校の系統性を考慮した統一カリキュラムを作成し、学習を積み上げることで部落差別解消の力を育みます。
- (3) インターネット上の差別書き込みについては、情報モラルの研修を保護者の啓発等とあわせて計画的に実施します。

5. 差別事象が発生した場合の対応確認

- (1) 速やかに事象内容及び経過の把握と今後の対応策について教育委員会へ報告するとともに、市長部局並びに関係機関と情報を共有し、事後の取組に移します。
- (2) 管理職のリーダーシップの下、人権・部落差別解消教育推進委員会等を機能させた組織的対応を、迅速かつ適切に展開します。

6. 家庭・地域への啓発

- (1) PTAと連携し、人権・部落差別解消教育の授業参観や人権講演会、人権コンサート等について計画的・継続的な取組を通して、児童生徒の変容や教育活動を通じた保護者啓発を推進し、家庭教育の向上を図ります。
- (2) 地域や学校の実態に応じた家庭・地域との連携を社会教育・啓発の取組と連

動させながら、学校で学んだことが家庭や地域の深まる取り組みを継続します。

7. 地域社会における教育・啓発の推進

- (1) 公民館クラブ生や公民館利用者、各種事業の支援者等に対し「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する教育と啓発を行います。
- (2) 社会教育委員の会議・スポーツ推進委員会議や各種学級・講座・教室において、部落差別問題解消のための学習機会を確保します。
- (3) P T A保護者を対象にした人権学習学級講座（連続講座）において「フィールドワークむらを歩いて」の実施や当事者の体験や想いに触れる機会を確保するなど、効果的な講座の運営を行います。
- (4) 人権を学ぶ子ども会活動及び豊肥地区解放文化祭における子どもの実践を通して、部落差別の問題等人権問題に対する理解を深め地域や家庭における人権意識の向上につなげます。

IV その他

この基本方針は、今後の情勢並びに取組状況等を勘案し、必要と認める時は検討を加えるものとする。

2017年8月策定
2018年3月改訂
2019年3月改訂
2023年3月改定